

平成二十六年 藤崎町議会 予算特別委員会会議録（第二号）

平成二十六年三月十二日（水曜日）

出席委員（十四名）

委員長	小野	稔		
副委員長	清水	孝夫		
委員	奈良	完治	前田	信一
	鶴賀谷	貴	奈良岡	文英
	藤林	公正	吉村	忠男
	相馬	勝治	工藤	健一
	佐々木	政美	横山	哲英
	浅利	直志	野呂	日出男

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	平田	博幸
総務課長選管事務局長併任	五十嵐	晋

企 画 財 政 課 長
税 務 課 長
住 民 課 長
福 祉 課 長
建 設 課 長
農政課長農委事務局長併任
会計管理者・会計課長
上 下 水 道 課 長
監 査 委 員
選 管 委 員 長
教 育 委 員 長
教 育 長
学 務 課 長
生 涯 学 習 課 長
学校給食センター所長
農 委 会 長

能登谷 英 彦
横 山 精 逸
三 浦 郁 雄
齋 藤 美津昭
対 馬 猛 清
三 上 正 裕
根 岸 鉄 二
幸 田 信 雄
神 忠 勝
三 浦 秀 男
田 澤 文 雄
武 田 登
工 藤 峰 靖
小 杉 利 彦
佐々木 盛 男
工 藤 勲

事務局職員出席者

事 務 局 長
補 佐

佐々木 克 治
三 浦 孝 司

審 査 日 程

- 第 二 議案第二十八号 平成二十六年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案
第 三 議案第二十九号 平成二十六年藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案
第 四 議案第三十号 平成二十六年藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案
第 五 議案第三十一号 平成二十六年藤崎町水道事業会計予算案
第 六 議案第三十二号 平成二十六年藤崎町下水道事業会計予算案
-

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 平成二十六年三月十二日

開 議 午前十時

○委員長（小野 稔君）

おはようございます。

ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会します。

各特別会計について、歳入歳出を一括で審査いたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

審査日程に従い、議案第二十八号平成二十六年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

改めまして、皆様、おはようございます。

議案第二十八号平成二十六年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案について、その概要をご説明いたします。

それでは、予算書の百三十三ページをお開き願います。平成二十六年の予算総額は、歳入歳出それぞれ二十億二千百万円を計上し、対前年度比〇・八％の減となるものであります。

百四十五ページをお開き願います。初めに、歳入につきましてご説明いたします。

一款国民健康保険税一項一目の一般被保険者特別徴収国民健康保険税は一千九百十二万六千円を計上し、国民健康保険資格者全員が六十五歳以上七十四歳までの世帯の世帯主に対して、年金から特別徴収されるものであります。

二目の一般被保険者普通徴収国民健康保険税は三億七千七十三万七千円を計上するものであります。

三目の退職被保険者等普通徴収国民健康保険税は二千五百九十四万六千円を計上し、国民健康保険税合計では四億一千五百八十万九千円となるもので、対前年度比一・一％の増となるものであります。

百四十六ページをお開き願います。三款国庫支出金一項一目の療養給付費等負担金は三億六千三百三十四万四千円を計上し、一般被保険者の療養給付費等にかかわる国庫負担金であります。

二目の高額医療費共同事業負担金は一千五百四万五千円となるものであり、町が負担する高額医療費共同事業拠出金に対する国庫負担分であります。

三目の特定健康診査等負担金は四百二万九千円となるものであり、特定健康診査等にかかわる費用に対する国庫負担金であります。

二項国庫補助金一目の財政調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせて一億九千七百万七千円を計上するものであります。

百四十七ページに移りまして、四款療養給付費交付金一項一目の療養給付費交付金は一億三千七百十四万七千円を計上し、六十五歳未満の退職被保険者の方々の療養給付費等にかかわる社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

五款前期高齢者交付金一項一目の前期高齢者交付金は、三億三千七百八十七万二千円を計上し、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の加入率により各保険者間の費用負担の調整を図るための支払基金からの交付金であります。

六款県支出金一項県負担金一目の特定健康診査等負担金は四百二万九千円となるものであり、特定健康診査等にかかわる県負担金であります。

二目の高額医療費共同事業負担金は一千五百四万五千円となるものであり、町が負担する高額医療費共同事業拠出金に対する県負担金であります。

二項県補助金一目の財政調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせて一億六百四十七万五千円を計上するものであります。

百四十八ページをお開き願います。七款共同事業交付金一項一目の高額医療費共同事業交付金は五千百八十八万八千円となるものであり、高額医療費にかかわる運営基盤の安定を図るため、高額医療費の八十万円を超える部分の額に対し、

一定割合で国保連のほうから交付されるものであります。

二目の保険財政共同安定化事業交付金は一億七千二百四十九万四千円となるものであり、高額医療費が三十万円を超える部分の八万円以上八十万円までの部分に対し一定割合で青森県国保連から交付されるものであります。

九款繰入金一項一目の一般会計繰入金は、一億七千七十八万五千円を計上いたしました。内訳は、保険基盤安定繰入金が七千五十二万一千円で、国保税の軽減に対する公費負担分であります。職員給与費等繰入金が二千七百十七万四千円で、国保事業にかかわる職員の給与費等であります。助産費等繰入金が六百四十四万円で、出産育児一時金に対する繰り出し基準に基づいた額を繰り入れするものであります。財政安定化支援事業繰入金は六千万円を計上し、国保財政の基盤安定化を図るため、繰り入れするものであります。特定健康審査等繰入金は六百六十五万円を計上し、特定健診等にかかわる職員の給与費等であります。

百四十九ページに移りまして、二項基金繰入金一目の財政調整基金繰入金は、財源不足額を補填するため、三千万円を繰り入れするものであります。

十款繰越金及び十一款諸収入までは、各項目に前年度と同額の一千万円を名目計上するものであります。

百五十三ページをお開き願います。次に、歳出についてご説明いたします。

一款総務費一項一目の一般管理費は二千八百一万五千円を計上し、職員人件費等の経常経費が主なものであります。

百五十四ページをお開き願います。二目の連合会負担金は百五十四万七千円を計上し、青森県国保連合会の運営事務経費に対する負担金であります。

二項一目の納税奨励費は八万円を計上し、三項一目の運営協議会は前年度と同額の二十七万八千円を計上しております。

百五十五ページに移りまして、四項一目の趣旨普及費は前年度と同額の十万円を計上するもので、町広報紙による国保情報の提供などにかかわる経費であります。

次の二款保険給付費は歳出の大宗を占めるものであり、一項療養諸費は十一億四千六百九十九万九千円を計上しており

ます。

百五十六ページをお願いいたします。二項高額療養費は一億二千九百六万三千円を計上し、百五十七ページに移りまして、四項出産育児諸費は九百六十六万五千円、五項の葬祭諸費は前年度と同額の百八十五万円を計上し、保険給付費の合計額は十二億八千七百五十七万九千円となり、対前年度比二・九%の減となるものであります。

三款一項一目の後期高齢者支援金及び二目の後期高齢者事務費拠出金は、合わせて二億七千十三万二千円を計上するものであり、後期高齢者医療費の支援分として社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

百五十八ページをお開き願います。四款前期高齢者納付金一項一目の前期高齢者納付金及び二目の前期高齢者事務費拠出金は合わせて三十九万七千円となるものであり、前年度実績等を勘案して計上するもので、いずれも支払基金へ納付するものであります。

五款一項一目の老人保健拠出金及び二目の老人保健事務費拠出金は、合わせて十二万円を見込み計上しております。

六款介護納付金一項一目の介護納付金は一億四千百七万五千円を計上し、介護保険の二号被保険者である四十歳以上六十五歳未満の方々から徴収した国保税の一部を介護費用の負担分として社会保険診療報酬支払基金へ納付するためのものであります。

百五十九ページへ移りまして、七款共同事業拠出金一項一目の高額医療費共同事業医療費拠出金は六千十八万二千円、三目の保険財政共同安定化事業拠出金は一億九千七百六十六万三千円を計上いたしております。本事業は青森県国保連が事業主体となって行っている事業であり、高額な医療費に対応するため、県内全市町村が共同事業として対応するための拠出金であります。

八款保健事業費一項一目の特定健康診査等事業費は二千三百二十四万九千円を計上し、特定健康診査及び保健指導を行うための費用で、主なものは職員の人件費及び特定健康診査委託料などであります。

百六十ページをお開き願います。二項保健事業費一目の疾病予防費は二百二十六万八千円を計上し、健康管理に対する

意識の高揚と予防対策を推進するものであります。

百六十一ページに移りまして、十款公債費一項一目の利子は前年度と同額の五十万円を計上するものであり、一時借入金
の利子に充てるものであります。

十一款諸支出金一項一目の一般被保険者保険税還付金は八十三万五千円を計上し、二目の退職被保険者等保険税還付金
は五万七千円を計上しており、過誤納金にかかわる還付金であります。

三目の償還金は、前年度の国及び県負担金並びに補助金等の返還金を見込み計上するものであります。

四目及び次の百六十二ページの上段、五目は一般被保険者及び退職被保険者等還付金にかかわる還付加算金であります。

十二款予備費は、緊急時に不足が生じた場合の充当財源及び予算調整により収支均衡を図るためのものであります。

以上をもちまして、議案第二十八号平成二十六年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。

○委員長（小野 稔君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。質疑ありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

歳入にかかわることなんですけれども、ページ数でいきますと百四十五ページの一般被保険者普通徴収国民健康保険税、
この試算、積算のおよその根拠を示していただきたいと思います。

○委員長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

前年、平成二十五年十月末現在の実績を考慮いたしまして予算計上しております。平成二十五年十月末現在で二億六千

六百万円余りの調定がありまして、その九二%の収入を見込んだものでございます。

以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

国保の一般被保険者のこの部分で何世帯ぐらい被保険者があって、そういう現状についてはどういうふうになっていらっしゃるものでしょうか。概略でよろしいので、説明願います。

○委員長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

一般被保険者と言いましたけれども、退職者も合わせてでよろしゅうございますか。退職者を合わせて、今月の十日現在で滞納件数が七百五世帯でございます。そして、滞納額ですけれども、二億一千五百万円余りとなっております。

以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

今、滞納のことをあわせて説明していただいたんですけれども、その中で具体的に資格証、それから短期保険証、こういうものを現在とといいますか、直近の段階でよろしいので、二〇一四年の一月なら一月、資格証それから短期保険証という保険者はどれぐらいの世帯数になっていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

資格者証は二十九世帯となっております。また、有効期間が平成二十六年一月から平成二十六年三月までの三カ月の短期保険者証を交付している世帯は百二十三世帯となっております。

以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

百四十五ページですけれども、退職者の普通徴収国民健康保険税が百四十六万円ほどで下がっているんですけれども、実際、退職者はふえているので、ふえるのが普通なのかなと思うんですけれども、これはどういう理由によるのでしょうか。その辺は、保険料の状況をどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

退職者の被保険者については、退職者の世帯数と被保険者でございますけれども、平成二十六年三月きのう現在で世帯で二千九百九十四軒、前年の三月三十一日より二百三十六軒ほどふえておりますけれども、退職して退職の被保険者となるわけですけれども、結局、退職して人数はふえておりますけれども、所得がない段階で国保に入ります。退職すれば大分社会保険の任意保険を使っているのが現状でございます、それが一年を過ぎてから国保世帯に移行となっているのが現状ですので、所得自体は年金収入だけということになっておりますので、世帯数ではふえておりますけれど

も、税額では減っているというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（小野 稔君）

浅利君。

○浅利直志委員

百四十八ページのところにかかわるわけでありませけれども、いずれにしても今、保険料の問題とそれから重い負担が実際生じているということですから、実際所得の平均が国民健康保険の被保険者の加入者の平均が百万円程度と、課税標準ベースです、全国的にはそういう傾向だと言われておるわけですが、その中でことしの、百四十八ページの一般会計繰入金の中で三千百万円ほど前年度と比べればダウンしているのですけれども、先ほどの説明では繰り出し基準に基づいたからこれぐらいなんですよというふうに聞いたのですけれども、三千百万円ほどダウンしても、国保の運営上は大丈夫なのかどうかというか、その辺についての見通しはどのようなふうに考えていらっしゃるのでしょうか。どなたに聞けばよろしいのかな。財政課でよろしいんですか。それとも、担当課にお聞きいたしましょう。三浦課長をお願いします。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

二十五年度の当初と比較しますと、三千万円余り減となっておりますが、二十五年十二月議会におきまして、当初九千万円を見込んでいた財政安定化支援事業の繰入金につきましては三千万円を減額して六千万円としておりますので、二十六年度の当初とは同額ということになります。三千万円少なくとも特別会計をやっていく上で支障がないのかという

ことでもありますが、同じく二十五年の十二月議会におきまして保険給付費も見込みより大分減少傾向にあるということで、合わせてたしか保険給付費全体で四千二百万円ほども減額しております。そういうこともありまして、ここの部分の三千万円については、先ほども申しましたが十二月議会で九千万円から三千万円減額して六千万円にしておりますので、現状の予算と二十六年度の予算は同じ額となっております。

以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十九号平成二十六年藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

議案第二十九号平成二十六年藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案について、その概要をご説明いたします。

それでは、予算書の百七十三ページをお開き願います。平成二十六年の予算総額は歳入歳出それぞれ三億一千五百三十三万五千円を計上するものであります。

百八十三ページをお開き願います。まず、歳入につきましてご説明いたします。

一款後期高齢者医療保険料一項一目の特別徴収保険料は五千五百八十九万九千円を計上し、二目の普通徴収保険料は二千二百四十一万四千円を計上するものであります。

三款繰入金一項一目の事務費繰入金は二千六百五十五万円を計上いたしております。内訳は、後期高齢者医療の町が行う事務にかかわる職員給与費等繰入金が二千四十二万八千円、広域連合の事務にかかわる町負担分である広域連合事務費繰入金が六百十二万二千元であります。

二目の保険基盤安定繰入金は五千五十九万円を計上するものであり、保険料の軽減額に対する公費負担分として一般会計から繰り入れするものであります。

三目の療養給付費繰入金は一億五千七百九十四万七千円となるものであり、広域連合で実施する後期高齢者医療給付費にかかわる町負担分として一般会計から繰り入れするものであります。

百八十四ページをお開き願います。五款繰越金は百五十五万一千円を計上いたしました。内容は、平成二十七年三月分の普通徴収保険料を新年度に入ってから広域連合へ納付することになりますので、繰越金として処理するものであります。

百八十九ページをお開き願います。次に、歳出についてご説明いたします。

一款総務費一項一目の一般管理費は二千十五万六千円を計上し、職員人件費及び後期高齢者医療システムにかかわる保守業務委託料が主なものであります。

百九十ページをお開き願います。二項一目の徴収費は四十八万二千元となるものであり、保険料の徴収などにかかわる事務経費であります。

二款一項一目の後期高齢者医療広域連合負担金は二億九千四百五十二万四千元を計上いたしております。内訳は、保険料等負担金が一億三千四十五万五千元で、町で徴収した保険料及び低所得者に対する保険料軽減相当額を計上するものであります。広域連合事務費負担金は六百十二万二千元を計上し、後期高齢者医療広域連合の事務にかかわる職員給与費等の共通経費にかかわる町の負担分であります。療養給付費負担金は一億五千七百九十四万七千円となるものであり、後期高齢者医療給付費にかかわる町負担分であり、これらの負担金はいずれも青森県後期高齢者医療広域連合へ納付す

るためのものであります。

百九十一ページに移りまして、三款諸支出金一項一目の保険料還付金及び二目の還付加算金を合わせて十七万円を計上するものであり、過誤納金にかかわる還付金などであります。

四款予備費は、予算調整により収支均衡を図るためのものであります。

以上をもちまして、議案第二十九号平成二十六年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。

○委員長（小野 稔君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決します。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第三十号平成二十六年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

それでは、議案第三十号平成二十六年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要についてご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、二百一ページをお開き願います。

本年度の予算総額は、前年度比〇・六%減の歳入歳出それぞれ十六億七千八百五十五万円としたものであります。

次に、二百七ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開き願います。

まず、歳入であります。一款保険料は、六十五歳以上のいわゆる第一号被保険者に対するものであります。平成二十四年度から平成二十六年までの三年間は条例で基準月額を五千八百五十円と定めておりますことから、これに基づき二億八千二万円と算定したものであります。なお、前年度比七百八十二万円の増とした要因は、二十六年中に六十五歳になられる方が二十五年に比較してふえることによるものであります。

次に、三款国庫支出金は前年度比三百八万六千円減の四億三千九百四十万四千円とし、次の四款支払基金交付金は前年度比三百二十四万二千円減の四億六千二百三十六万一千円としたものであります。

次に、五款県支出金は前年度比四十六万円減の二億三千五百二十九万二千円とし、七款繰入金は前年度比一千百三十九万三千円減の二億六千四百四十六万四千円としたものであります。

続きまして、歳出をご説明いたしますので、二百八ページをお開き願います。

一款総務費は職員の人件費が主なものでありまして、前年度比マイナス四・七％、二百八十万三千円減の五千六百八十一万五千円、次の二款保険給付費は前年度比マイナス〇・八％、一千二百九十二万四千円減の十五億八千六百二十九万六千円とし、次の三款地域支援事業費は前年度比プラス一五・六％、四百七十五万二千円増の三千五百十六万六千円としたものであります。

次に、歳出の主な内容をご説明申し上げますので、恐れ入りますが、二百二十二ページをお開き願います。

歳出全体の九四・五％を占める第二款保険給付費のご説明をいたします。まず、第一項介護サービス等諸費の説明欄をごらん願います。一目介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費は、在宅の方が利用する訪問サービスや通所サービスに対するものであり、二十五年の実績見込みから前年度比マイナス二・五％、一千三百五十六万一千円減の五億三千三百六十四万八千円としたものであります。

次に、地域密着型介護サービス給付費は、グループホーム利用に対する給付費が全体を占めておりますが、利用者の固定化により給付費が伸びていないことから、前年度比プラス〇・二％、六十八万二千円増の二億六千七百七十八万九千

円としたものであります。

次の施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム等や老人保健施設などの利用に対するものであり、二十五年度の実績見込みから前年度比プラス〇・一％、三十五万一千円増の五億四千三百八十七万六千円としたものであります。

次の居宅介護福祉用具購入費は歩行器や杖などの購入、居宅介護住宅改修費は手すりの取り付けや段差解消の際の工事費に対する給付であり、二十五年度実績見込みに基づき計上したものであります。

次に、二百二十二ページをお開きください。居宅介護サービス計画給付費は居宅サービス計画の作成に対するものであり、前年度比マイナス五・九％、四百二十七万二千円減の六千八百万四千円としたものであります。

次に、二目介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費は、要支援の方に対するものであり、前年度比プラス三・二％、百四十三万九千円増の四千六百四十五万一千円とし、次の地域密着型介護予防サービス給付費は、要支援の方のグループホームなどの利用に対するものであり、前年度比二十四万八千円減の百四十八万二千円としたものであります。また、介護予防福祉用具購入費と介護予防住宅改修費は、平成二十五年度実績見込みをもとに計上したものであります。次に、介護予防サービス計画給付費は、要支援の方に対する予防サービス計画作成に係るものであり、前年度比プラス五・一％、二十八万七千円増の五百八十六万三千円としたものであります。

次に、二百二十三ページ、三款地域支援事業費一項介護予防事業費一目二次予防事業費は、要支援、要介護状態になるおそれの高い方の運動機能の低下を防ぐ通所型介護予防事業が主なもので、前年度比百六十九万四千円増の三百四十九万八千円とし、次の二百二十四ページの二目一次予防事業費は、一般高齢者に運動機能の向上や閉じこもり、うつ予防、脳トレ教室を実施するものであり、前年度比五万一千円増の四百五十五万九千円としたものであります。

次に、二項包括的支援事業・任意事業費二千七百万九千円は、町地域包括支援センター業務委託に関連する事業費と、第六期介護保険事業計画の策定に関する経費が主なものとなっております。

以上、平成二十六年介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要でございます。

○委員長（小野 稔君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を求めます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

五十分まで休憩いたします。

休 憩 午前十時三十八分

再 開 午前十時五十分

○委員長（小野 稔君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

次に、議案第三十一号平成二十六年藤崎町水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

改めまして、おはようございます。

議案第三十一号藤崎町水道事業会計予算、議案第三十二号藤崎町下水道事業会計予算をご説明する前に、地方公営企業会計制度の見直しについて、その概要等をご説明いたします。

事前配付しております地方公営企業会計制度の見直しの資料をごらんください。

説明に入ります前にお断りしておきますが、説明の中にP／L、B／Sという文言が出てきますが、資料二枚目、内容の三に書いていますように、P／Lとはプロフィット・アンド・ロス・ステートメント、つまり損益計算書のことであり、B／Sとはバランスシート、つまり貸借対照表のことであります。

それではまず、地方公営企業会計制度の見直しの概要と見直しの背景等についてご説明いたします。

一ページをお開きください。見直しの背景としましては、①企業会計基準の見直しの進展であります。②地方独法の会計制度の導入及び地方公会計改革推進が挙げられます。地方公会計改革の一環として、企画財政課が作成しております藤崎町普通会計財務四表も会計基準に準じた会計制度が導入されているところであります。そのほかにも地域主権改革、公営企業の抜本改革の推進といったことを背景に、お手元の資料一ページの下にありますように、地方公営企業の会計基準を大きくくりで四つに分け、見直されております。

一つ目、資本制度の見直しであります。これは平成二十四年度から実施されております。

二つ目、地方公営企業会計基準の見直しであります。この平成二十六年年度の予算、決算から適用されることから、これからご説明いたします平成二十六年年度藤崎町水道事業会計予算及び平成二十六年年度下水道事業会計予算は新会計基準にのっとり編成されております。

三つ目、財務規定等の適用範囲の拡大等ではありますが、国は大小の事業体を問わず、法定七事業——法定七事業とは水道事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業等の七つの事業を指し、地方公営企業法の全部が当然適用される事業をいいますが、その法定七事業以外の全ての公営企業に対しても地方公営企業法の財務のみの適用にとどまらず、全部適用を検討しております。藤崎町の場合、この四月から農業集落排水事業会計と下水道事業会計を統合した新たな下水道事業会計を、これまで地方公営企業法の財務のみを適用する一部適用でしたが、財務規定のほか組織体制や職員の身分など、法の全部を適用し、運営することにしております。そのための関連条例案を十二月議会に提案し、ご承認いただい

るところであります。残る規定等の法整備もほぼこの三月で完了することにしております。

四つ目、地方公営企業会計制度等研究会報告で提言された課題等を継続的に検討とありますが、その中でも特に一般会計からの繰り出しの考え方が大きなテーマになろうかと思われまます。新会計制度へ移行することにより、下水道事業の経営がより一層厳しさを増すことから、下水道事業会計への繰り出しについて若干ご説明いたします。

十三ページをお開きください。このモデル図は、平成二十四年度の下水道事業の決算数値をもとに、下水道財政の仕組みと財政運営、それに内部留保資金についての基本的考え方をモデル化したものであります。①についての説明は時間の関係上省略しますが、②の一般会計から下水道事業会計への繰出金に対する考え方をご説明いたします。

繰出金に対する考え方は、総務省の地方公営企業繰出金についてという通知に基づくものですが、下水道事業の繰り出し基準の主なものは、（一）雨水公費、汚水私費の原則がございまして、これは雨水に要する経費は一般会計が当然負担すべきものであって、下水道使用料で賄うべきものではないという考え方でありまます。（二）下水道事業の維持管理費は下水道使用料で賄い、資本費については一定の条件のもと下水道使用料で賄い切れない分は一般会計が全て負担することとされております。こういったことを踏まえて、（三）平成二十四年度の一般会計の下水道事業への繰出金は三億五千五百十五万円でありまますが、国から一般会計へは下水道事業分の普通交付税として二億三千五百二十六万円ほどが算入されているところをございませます。下水道事業への繰出金についての解釈は自治体によってさまざまであり、国会計制度上、経費負担区分の明確化を検討していこうということでありまます。

次に、具体的な見直し内容をご説明いたします。

二ページ目をお開きください。I 資本制度の見直しでありまます。見直し内容は、利益の処分は法定から条例または議会の議決により可、資本剰余金の処分は原則不可から条例または議会の議決により可とされたことから、上下水道課としましては平成二十四年三月、藤崎町公営企業会計の剰余金の処分等に関する条例を新たに制定し、対応してあります。資本金の額の減少は、不可から議会の議決により可となったところであり、資本金を減少させる事案が早速生じたため、

本定例会の資本金の減少を議案第十五号、議案第十六号で提案しているところでございます。

二の①借入資本金であります。見直し内容は、借入資本金（建設改良企業債）は貸借対照表の資本から負債（固定負債及び流動負債）に計上とあることから、上下水道課の対応につきましては、七ページをお開きください。七ページのB／Sモデル図でご説明いたします。これまで資本に整理された黒白抜きで書かれた①借入資本金が見直し後は負債に移行し、企業債として整理されるということでもあります。ただ、資本が減り、負債がふえるということは、財務分析上大きな影響を与えることになります。

二ページ目に戻ってください。Ⅱの②補助金等により取得した固定資産の償却制度等でありまして、今回の公営企業会計の一番大きな改正点であります。見直し内容としましては、償却資産の取得及び改良に伴い交付された補助金等は、貸借対照表の資本（資本剰余金）から負債（長期前受金）に計上し、減価償却見合い分を順次収益化（「長期前受金戻入」として、営業外収益に計上）と書いてあります。要は、これまで任意で認められていたみなし償却制度が廃止されたことによる措置であります。上下水道課における具体的対応を七ページのB／Sモデル図、四ページのP／Lモデル図でご説明いたします。

まず、七ページをお開きください。単純に言えば、左側の改正前B／S中の資本で整理されていた国庫補助金等の②資本剰余金を右側の改正後B／S中の負債の長期前受金へ移行し、今後は国庫等の補助金はこの長期前受金で整理することとあります。この結果、先ほどの借入資本金の見直し同様、資本が減り、負債がふえるということで、財務分析上大きな影響を与えることになります。

次に、四ページをお開きください。右側の改正後P／Lモデル図をご説明いたします。営業費用中、フル償却を行うことで、当然以前より減価償却費がふえることとなりますが、みなし償却が廃止されることでふえる減価償却分を営業外収益の長期前受金戻入をふやすことで、これまでのみなし償却制度適用時の減価償却額と変わらないということとあります。

二ページ目に戻ってください。Ⅱの④たな卸資産の価額であります。見直し内容としましては、時価が帳簿価額より下落した場合は時価とする低価法を義務づけ、ただし重要性が乏しいものは除くとありまして、上下水道課の場合は水道の量水器、つまり水道メーターが該当しますが、重要性が乏しいと判断し、低価法による評価は行わないことにしました。

三ページのⅡの⑤引当金であります。見直し内容としましては、退職給付引当金（全職員退職時に見込まれる退職手当総額）計上の義務化、退職給付引当金以外の引当金（賞与引当金、貸倒引当金等）は引当金の要件を踏まえて計上ということになりました。上下水道課の対応としましては、藤崎町が青森県市町村職員退職手当組合に対する支給不足額等を全額負担することになっていることから、公営企業と一般会計との覚書を交わした上で退職給付引当金を計上しないこととしました。なお、修繕引当金と貸倒引当金については、平成二十六年に名目計上しておりますが、修繕引当金については平成二十六年新水道ビジョンを策定することにしておりますので、新水道ビジョン策定後は予算計上することになるかと思えますし、貸倒引当金についても水道料金等の債権管理の適正化を目指し、今後、債権管理条例の制定を考えておりまして、条例施行後は予算計上することになるかと思えます。

Ⅱの⑥減損会計であります。見直し内容としましては、固定資産の収益性が低下し、投資の回収が見込めなくなった場合、回収可能性を反映した帳簿価額に減額させる減損会計の導入とあります。つまり、遊休資産化した固定資産は帳簿上減額し、財務諸表上に反映させようということであります。上下水道課では、遊休資産とされる施設は旧富柳浄水場、旧藤崎浄水場、西豊田浄水場や常盤浄水場のろ過装置施設等の収益性ゼロの施設が考えられます。旧富柳浄水場については平成二十五年に解体し、一部施設を一般会計に無償譲渡、旧藤崎浄水場についても平成二十六年中に解体し、一部施設を一般会計に無償譲渡したいと考えております。その他の遊休資産については、来年度から総務省が公共施設統廃合計画策定を義務づけることから、その計画の中で統廃合もしくは解体を考え、遊休資産の減損会計処理をしていきたいと考えております。

次に、Ⅱの⑦リース取引に係る会計基準であります。見直し内容は、リース取引の内容に応じ、売買処理または賃貸借処理を行うリース会計導入とあります。上下水道課では、複写機等の全ての賃貸借物件について該当するかどうか検討しました。その結果、契約上リース会計には該当しないと判断したものであります。

Ⅱの⑧セグメント情報の開示であります。見直し内容は、業務の内容が多岐にわたる場合、業績評価のための情報提供等による議会や住民に対する説明責任を果たす観点から、区分、開示内容について適切な財務情報を開示とあります。つまり、どういうことかといえば、公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計との会計統合した予算、決算の場合は、それぞれの会計の財務情報は適切に開示せよということであります。

上下水道課の対応につきましては、十ページをお開きください。これは下水道事業会計予算、セグメント情報に関する概要の抜粋であります。下水道事業会計予算は統合予算であることから、事業会計ごとの財務情報については（二）各報告セグメントの予定内容にもありますように、下水道事業の営業収益、営業費用、営業損益、経常損益等々、また農業集落排水事業の営業収益、営業費用、営業損失、経常損益等々といったものを開示するということであります。

三ページに戻ってください。Ⅱの⑨キャッシュ・フロー計算書であります。見直し内容は、キャッシュ・フロー計算書の作成を義務づけ（直接法、間接法）とあります。しからば、キャッシュ・フローとは何かといえば、一年間のお金の流れ、すなわち一年間のお金の増減であります。上下水道課としましては、内部留保資金を明確化させるため、間接法を採用することにしました。

十二ページをお開きください。平成二十六年度下水道事業会計のキャッシュ・フロー計算書でございます。一、業務活動によるキャッシュ・フローは一億六千四百二十八万四千四百三十四円の現金の増加。二、投資活動によるキャッシュ・フローは五百十九万四千四百四十四円の現金の減少。三、財務活動によるキャッシュ・フローは一億六千九百二十一万円の現金の減少であり、四、現金預金の増加額は平成二十六年度一年間で現金が一千十二万円ほど減少すると見込まれております。一方で、右側に書いていますように、非資金項目、つまり減価償却費から長期前受金までの合計額で

あります内部留保資金が一億七千八百三十五万円であり、投資活動と財務活動による現金減少額、つまり四条予算の不足額一億七千四百四十万四千四百四十四円を上回ることから、内部留保資金で四条予算の不足額を補填することが可能であることを示しています。また、六、現金預金の期末残高は七千三百三十一万一千三百十九円と見込まれております。

最後に、新会計制度による影響額試算をご説明いたします。六ページをお開きください。下水道事業決算見込み額による損益計算書の影響額試算であります。減価償却費はみなし償却制度が廃止されたことにより三億四千九百万円と、現行会計制度の減価償却費一億七千二百万円と比べ、一億七千七百万円ほどふえます。ただし、新会計制度の営業外収益にみなし償却分の減価償却費の収益化分、つまり長期前受金戻入として一億七千七百万円ほどふえることから、損益的影響がないものであります。

九ページをお開きください。下水道事業決算見込み額による貸借対照表の影響額試算であります。現行会計制度にある資本の部の黒白抜きで表記しております借入資本金四十五億円と資本剰余金二・二億円の合計額四十七・二億円。新会計制度では、まず右上の部分をごらんください。ここで訂正がございます。資本金から負債への振替額九・七億円を四十七・二億円に訂正願います。資本金から負債への振替額四十七・二億円、借入資本金につきましてはワンイヤールールの原則に基づきまして負債の部の固定負債へ四十一・七億円、流動負債三・三億円に移行することになります。現行会計制度にあります黒白抜きで表記しております資本剰余金二・二億円は、新会計制度の負債に黒白抜きで表示している繰延収益、長期前受金七十二・四億円に移行します。そこで問題になるのは、長期前受金の必要額七十二・四億円に対して資本剰余金が二・二億円しかないため、九ページの右下に書いていますように、資本金六十六・九億円を減少し、対応したいと考えております。そこで、本定例議会議案第十六号で資本金の減少を提案していますので、ご審議のほどよろしく願います。

先ほどご説明しましたように、新会計制度へ移行することで、下水道事業の経営状況が非常に厳しいことが新たに判明しました。九ページの新会計制度、資本の部をごらんください。一つ目には、資本金を六十六・九億円ほど減少させる

ことにより、資本の部の欠損金が四・八億円と、平成二十五年度に比べふえたことであります。同じく九ページの新会計制度の資産の部と負債の部をごらんください。二つ目には、下水道事業会計の新会計制度のB/Sの資産総額百八・四億円に対して、負債総額百七・九億円になっております。辛うじて資産が負債を上回った状況でありまして、今後、一般会計からの繰入金が減った場合や人口減少により下水道使用料収入が減った場合など、現金未収金である流動資産が減った場合は、負債総額が資産総額を逆転し、債務超過に陥る危険性があるということでございます。一般会計からの繰出金の考え方につきましては、国の会計制度上の繰出金の明確化を待つまでもなく、財政担当課と調整していきたいと考えております。

以上をもちまして、地方公営企業会計制度の見直しの概要の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第三十一号平成二十六年藤崎町水道事業会計予算案についてご説明いたします。

二百四十五ページをお開きください。

平成二十六年藤崎町水道事業会計予算実施計画でご説明いたします。まず、収益的収入及び支出の収入であります、第一款水道事業収益は三億八千六百五十二万一千円を計上しております。

第一項営業収益が三億七千六十四万六千円であります。その主なものは、第一目給水収益が三億七千万円、これは水道料金とメーター使用料の合計額であります。

第二項営業外収益が一千五百八十七万三千円あります。その主なものは、第一目受取利息が百万八千円あります。

第二目他会計補助金のうち十五万七千円は、水道広域化対策分として一般会計から繰り入れする補助金であります。

第三目長期前受金戻入一千三百七十七万七千円は、新会計制度の新しい予算科目で、旧みなし償却部分の平成二十六年減価償却相当額を収益化したものであります。

二百四十六ページをお開きください。次に、支出についてであります、第一款水道事業費用として四億一千百五十二万一千円を計上しております。

第一項営業費用が三億六千四百十五万六千円であります。そのうち、第一目浄配水費が一億六千七百四十六万四千円あります。その主なものは第五節修繕費一千七百三十二万五千円で、このうち、メーター取りかえ工事費は計量法により八年経過した水道メーターの取りかえる費用であり、量水器購入費も含め、一千五十一万七千円を予算計上しております。また、第九節受水費一億三千九百六十七万五千円は、津軽広域水道企業団から受水した水量に対する支払い額であります。

第三目総係費が六千二百八十三万五千円あります。その主なものとしましては、第二節給料から二百四十七ページの第六節法定福利費引当金繰入額までの合計額であります人件費が四千九百二十九万二千円ありますが、人件費につきましては昨年度に比べ一人増となっていることから、額で一千五百八十六万七千円の増となっております。また、十二節委託料六百九万六千円のうち、水道メーター検針委託料として四百三十五万円を予算計上しておりますが、これはメーター検針員五人分の検針業務に係る経費であります。

二百四十八ページの減価償却費は一億八百八十三万九千円あります。減価償却費とは、固定資産の資産価値減耗分の費用化であります。内部留保資金として四条予算の不足額の補填財源となるわけですが、今年度からみなし償却制度が廃止されたことに伴い、前年度に比べると額で一千五百五十九万三千円の増となったものであります。

第五目資産減耗費に二千五百一万五千円を計上しております。その主なものは、旧藤崎浄水場配水池等解体工事費及び同工事の設計委託料であります。

第二項営業外費用が三千二百十六万四千円あります。その主なものは、第一目支払利息の二千百四万七千円あります。

資本的収入及び支出についてご説明いたします。二百五十ページをお開きください。

まず、下段の支出からご説明いたします。第一款資本的支出として一億六百五十万三千円を計上しました。

第一項建設改良費が六百九十三万円であり、その主なものは消火栓更新工事費であります。

第二項固定資産購入費が一千二百九十九万八千円で、その主なものは第二目機械及び装置購入費の水道資産評価等システム構築事業費や新水道ビジョン策定事業費等でありまして、一昨年水道水臭味問題の反省を踏まえ、新たに緊急時浄水装置や広報用車両を購入するものであります。

第三項企業債償還金は八千五百五十七万五千円と見込んでおります。

次に、上段の収入には、ただいまご説明した支出の財源であり、第一款資本的収入は千五百三十五万二千円を計上しました。

第一項出資金五百九十七万円は水道広域化に要した企業債の償還元金の一部を一般会計から繰り入れするものであり、第二項補助金百五十万円は津軽広域水道企業団からの応急給水資機材購入補助金であります。

第三項負担金四百八十六万円は、消火栓更新工事に伴う一般会計負担金等であります。

最後に、継続費についてご説明いたします。二百五十九ページをお開きください。継続費に関する調書であります。水道資産評価等システム構築事業は、施設や管路の布設年度、法定耐用年数等の基礎データを調査し、水道資産の老朽度を把握するものであり、総事業費千九百三十二万円のうち、今年度は資産調査、資産位置データ作成、水道台帳データ統合分として六百五十一万円を予算計上しております。新水道ビジョン策定事業は、人口減少社会の将来的な水需要を予測した上で施設更新時期を見定めるなど、今後収入減など厳しい財政経営環境の中でも安定的に事業を継続していくための課題、方策等を検討するものであります。総事業費四百十三万七千円のうち、平成二十六年分として将来水需要予測費二百十六万円を予算計上しております。

以上をもちまして、議案第三十一号平成二十六年藤崎町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（小野 稔君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。質疑ありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと、二百四十八ページです。その中での資産減耗費で、旧藤崎浄水場配水池等解体工事費二千三百四十一万円ほどとなっているんですけども、これは具体的に、私、田舎の出身なものでちょっとわからないものですか、みどり団地にあるところだとかとか聞いたり、みどり団地というか学校の近くというか、そういうことなんでしょうか。それとも豊田のところにあるところなのか。それから、二千三百四十一万ほどかかる理由なり、どれぐらいの解体工事なのか、お聞きします。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えいたします。

この旧藤崎浄水場というのは、ご指摘のとおり、みどり団地の近くの下袋にある旧浄水場でございます。内容としましては、ドーム型の配水池があるわけですけども、下に杭も打ってあるんですけども、それを全て撤去しまして、あるいはその周りのフェンス等、あるいは門柱、そういったものを全て撤去していくということでございます。

以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

もう一つ聞いて、門柱も含めてフェンスも含めてやるということですけども、公営企業だから公営企業でやったのは公営企業で持ちなさいよと、会計処理してくださいよという、従来からもそういう方向でやっていたんですけども、これについて例えば不要になって、現在は使われていないわけですよ。だから解体するんでしょうけれども、こうい

うものについて一般会計から基準外繰り出しだとかということはやられるんですか。どういうふうに財源的にはやるんですか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

財源のお話でございますけれども、今回は全て二千五百万円ほど企業債を借りまして行いたいと思っております。その予算は、二百三十七ページの第三条予算、収益的収入及び支出のなお書きに書いております。本来であれば、これは上下水道課の資産でありますので、一般会計で全部買い取っていただければその財源でやる予定だったんですけれども、やはりちょっと無理だということでしたので、全て起債でやって、その後の元利償還金は水道料金で補填していくということにしております。

以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

ですから、会計基準を事細かに、わかったのは厳しいということがわかったんですけれども、あとはわからないことがかなりあるんですけれども、いずれにしても会計処理でユーザーが負担するということなんでしょうけれども、それが新会計基準、旧来からもその点はそうだと思いますけれども、いずれにしてもそういうことを繰り返していくと結局は利用者負担がさらにふえるということにならざるを得ないのかなと思っておりますけれども、旧藤崎浄水場解体工事の設計委託料百六十万円ほど委託しているんですけれども、これはどういうふうな試算というか、入札でやるんでしょうか。それとも何か随意契約でやろうとしているのでしょうか。その辺はどういうふうにとやろうとして、実施しようとしてい

るのでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

随意契約の工事については百三十万円が限度であります。設計についても五十万円が限度でございますので、ちょっと随契は無理かなと思っておりますので、入札にかけたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

新水道ビジョン策定事業費として二百十六万円ほど、今年度分は見ているのですけれども、先ほど説明もしておりましたけれども、どういう計画をつくっていくということを主な、いわゆるビジョン、ビジョンと言っていますけれども、計画内容はどういうのを策定しようとしていらっしゃるんですか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

先ほどもご説明しましたように、これからあと十年後、二十年後、三十年後、藤崎町にとっては人口減という現実がございます。人口減に伴いまして、結局は収入も減ってくる。ただし、水道資産というのは大分古くなっておりますので、そろそろ更新時期に入ってきます。そうしますと、その更新に必要な費用と収入減に伴う要するに歳入、そういったものの乖離が生じますので、そういったものを勘案して、今後その更新事業に当たりましてダウンサイジングとか、そう

いったものを考えたものを計画をつくらなければならないので、今回の予算計上したものでございます。

以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

もう一つ、水道資産の評価システムで台帳だとか、それから台帳整備、それから資産の減耗の程度だとか、取りかえの必要性だとか、そういうシステムの構築事業も三年間かけてやるということになっています。今年度は六百五十一万ですか、なっているんです。それで、具体的に会計基準は変わる、そして資産評価はダウンしているわけですね。不要資産をとにかく償却するというか、処分するものは処分するという方向に来ているわけですので、そういう中でシステム構築の今年度分について説明をしていたんですけれども、もう一度、今年度分はどのような部分をシステム構築するのか、改めてお聞きしたいと思います。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

先ほどもご説明いたしましたように、今年度は資産調査、資産位置データ作成、水道台帳データ統合分として六百五十一万円を計上しております。これはどういうことかといいますと、水道資産は台帳を見てもはっきりわかりませんので、それをシステムで明瞭化すると。要するに、何年度に構築しているのが青とか、何年度が赤とか、そういった明瞭化を図っていききたいということでございまして、先ほどご説明したこの新水道ビジョン策定、これとタイアップして今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

課長はおわかりになっているんでしょうけれども、先ほども、これで二度説明させて申しわけないなと思ってはいるんですけれども、いずれにしてもこれからの水道会計にとっても非常に大事なことだし、議員各位も私も含めてわかっていかなければならないことだと思っております。

それで、何か緊急時の浄水装置も購入するんだと、百八十三万円ほど。それはどういう、異臭味の問題が生じて、百八十三万円ほどだと思ったんですけれども、浄水装置そのものなんですか。その辺はどういう機器を、百八十万ぐらいでできる、そんなものなんですか。近隣町村で使っているところは現在あるんですか。その辺はどういうふうな実態になっていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

町の地域防災計画によりますと、災害時、一人一日三リットル水を供給せよということが表記されております。それに関連しますけれども、この緊急時用浄水装置というものは、もし何か水道が供給できなかった場合、プールの水とか浅井戸の水あるいは川の水とか、そういったものを浄水して水をつくり出すという機械でございます。

以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

防災計画の一人一日三リットルという、そのこと自体に多少無理があるのかなというふうに、この間の異臭味問題で私そう思ったんですけれども、計画そのものに合理性がちょっと欠けるのかなというふうに思ったんですけれども、その辺は防災計画で何か変わりはないんですか。防災計画、新たに練り直してつくったんですか。その辺はどうなっているんですか。総務課長に聞きます。

○委員長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま防災計画上の町民に対する給水の量ということですが、現状はその辺につきましては前回と変わらない方向で考えているものでございます。

以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

浅利君。

○浅利直志委員

もう一つ、企業団にとりましても異臭味の問題は大事なことで、発生してからかなり担当者の会議をやったり、あるいは継続的に専門的に調査を継続、観測ポイントをふやして継続したりしているんですけれども、冬場でも基準値ぎりぎりのところで活性炭を注入したりしているということを報道や説明を受けているんですけれども、その原因は何なのかということですね。上流部には養鶏場なんかもあって、その影響もあるんじゃないかということがちまたで言われたりしているんですけれども、原因をどのように企業団として把握していらっしゃるのか、その点についてお聞きいたします。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

二月十九日も異臭味物質、カビ臭でありますけれども、ジオスミンという物質が出ております。先週末現在も原水で二ナノグラム・パー・リットル、上水でも二・〇ナノグラム・パー・リットル出ております。まず、五ナノグラム・パー・リットルすれば企業団としても活性炭を注入すると。実際の影響は十ナノグラム・パー・リットルですので、今のところは影響ないものと考えておりますが、ジオスミンの主な原因というのは山にジオスミン物質が含まれているそうですので、これが春先の雪解け、雨等によってダム湖に流れた場合そういった物質が出るというふうに連絡は受けております。

以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

当初この異臭味が起きたときは夏で暑いときにそういうのが発生しやすいということがよく言われたわけなんですけれども、ただ、今、冬場でもジオスミンについては雪解けとともに発生するという事は、山の土なのか、どの辺なのか、ちょっとまだ私にとっては定かではありませんけれども、私がお聞きしたいのはもう一点です。

ページ数でいきますと、二百四十六ページです。津軽広域水道企業団受水費というのがございます。一億三千九百六十七万ほどになっております。早い話が企業団から仕入れの受水費だと思うんですけれども、この積算の根拠なり、積算がこういうふうになっていらっしゃる内容について、積算根拠がわかっていらっしゃるならお知らせしていただけたらと思います。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

この企業団の受水費については受水量に基づくわけですけれども、料金体系は二本立てとなっております。まず、基本料金というものと給水量に伴うものがございます。まず基本料金についてはもうこれはずっと昔から決まっております。藤崎町の場合は五千九百二十八・七五立方メートル掛ける三百六十五日、これ消費税が上がりまして、一立方メートル当たり四十九・三九円を掛けて一億六千八百七十七万円ほどになります。給水量でございますけれども、これは百五十二万六千五百五十五立方メートルでございます。旧藤崎分は九十万七千四百四十立方メートル、旧常盤分が六十一万八千六百五十五立方メートルということで、合わせますとこれは給水量として百五十二万六千五百五十五立方メートル、これに一立方メートル当たりが今回消費税が上がりまして二十一・四九円となっております。それで、これが三千二百七十九万四千九百二十一円ですので、先ほどの基本料金一億六千八百七十七万九千六百五十円と合わせますと今回の一億三千九百六十七万五千円となるということでございます。

以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決します。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利君。

○浅利直志委員

課長を初め職員においては新会計基準に対応するという事で、かなりの努力をしてきたということについては謝意を表したいと思います。

賛成できない、反対の理由の一つは、いずれにしても消費税の八%への導入によって受水費、そして利用者負担というものが年間ベースでいくと一千万円ほどふえるということ。当面、六月実施から今年度分については引き上げを見送るべきだということであります。その原資は一般会計からの繰り出しと、他会計への貸し出しを回収すべきだと思っておりますので、他会計貸付金そのものでやるべきだと思っておりますので、本会計に賛成できません。

○委員長（小野 稔君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。奈良君。

○奈良完治委員

基本的にはこの水道企業団からの受水費、また施設の維持費など、消費税に関係なくかかっているわけですので、それに緊急用の浄水装置、それから広報車両、それから新水道ビジョン策定事業、これからの町民の安全安心の水を守っていくためには必要な予算と思い、賛成するものであります。

○委員長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。

本案について原案のとおり決することに賛成の方はご起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第三十二号平成二十六年藤崎町下水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

議案第三十二号平成二十六年藤崎町下水道事業会計予算案についてご説明いたします。

平成二十六年下水道事業会計予算は、昨年度までの農業集落排水事業会計と下水道事業会計を統合し、予算編成をしておりますので、ご注意ください。

二百七十七ページをお開きください。平成二十六年藤崎町下水道事業会計予算実施計画でご説明いたします。

まず、収入についてであります。第一款下水道事業収益として六億三千八百四十四万三千円を計上しております。

第一項営業収益が二億一千六百六十八万五千円です。その主なものは、第一目下水道使用料を一億八千六百六十万円と見込んでおります。

第二目雨水処理負担金が二千九百五十九万九千円、これは雨水処理に要すると考えられる資本費相当額、つまり資本費の一〇%の額を一般会計から繰り入れするものであります。

二百七十八ページの第二項営業外収益が四億二千四百四十五万六千円です。その主なものは、第二目他会計補助金が二億四千九百四十四万一千円、うち下水道事業分の一般会計補助が一億六百万円、農集排事業分の一般会計補助が一億四千三百四十四万一千円です。

第三目長期前受金戻入一億七千二百三十一万一千円は新会計制度の新しい予算科目で、旧みなし償却部分の平成二十六年減価償却相当額を収益化したものであります。

次に、支出についてご説明いたします。二百七十九ページをお開きください。

第一款下水道事業費用は六億三千八百四十四万三千円を計上しております。

第一項営業費用が五億一千三十六万円であります。そのうち第一目管渠費が三千三万六千円で、その主なものは、第四節委託料のマンホールポンプ場維持管理業務委託料等や、二百八十ページの第五節修繕費、マンホールポンプ機器修繕

費などであります。

第二目処理場費が六千四百五十九万五千円で、その主なものは、第五節委託料の汚水処理施設維持管理業務委託料や、二百八十一ページの第六節手数料の汚泥運搬収集手数料等の汚泥肥料農地還元対策に係る諸経費であります。

第四目流域下水道維持管理負担金四千七十万二千円は、岩木川流域下水道事業の維持管理に係る経費の藤崎町負担分であります。

二百八十二ページ、第五目総係費は二千五百五十七万八千円であります。その主なものは、第一節給料から二百八十三ページの第五節法定福利費引当金繰入額までの合計額、つまり人件費が二千百九十六万九千円であります。人件費につきましては、前年度と比べると一人減となっており、額で一千六十八万六千円の減となっております。二百八十四ページ、第十五節負担金のうち飯田林崎処理施設維持管理費負担金が二百六十四万円となっております。

二百八十五ページ、第六目減価償却費が三億四千九百四十四万一千円であります。減価償却費とは、固定資産の価値減耗分の費用化であります。内部留保資金として四条予算の不足額の補填財源となるわけですが、新会計制度により、今年度からみなし償却制度が廃止されたことに伴い、前年度に比べると額で一億六千八百六十五万一千円の増となったものであります。

第二項営業外費用が一億二千三百七十万円であります。その主なものは、第一目企業債等の支払利息が一億一千九百八十八万八千円であります。

二百八十七ページをごらんください。資本的収入及び支出をご説明いたします。

まず、収入をご説明いたします。第一款収益的収入として二億七千三百七十七万円を計上しました。

第一項企業債は一億七千八百四十万円で、その内訳としましては、第一目下水道事業債は岩木川流域下水道建設負担金に係る企業債や資本費平準化債であり、うち資本費平準化債は減価償却費と元金償還金の差額分に相当する額であり、実質的な赤字補填財源であります。

第二項出資金の八千七百三十七万円は、企業債元金償還金に充当するため、一般会計から繰り入れするものであります。

第三項補助金は、最適化構想策定事業に係る県補助金であります。

次に、支出をご説明いたします。二百八十八ページをお開きください。

第一款資本的支出として四億五千二十三万円を計上しました。

第一項建設改良費が一千四百二十五万円で、これは最適化整備構想策定事業に係る諸経費及び岩木川流域下水道事業建設負担金であります。

第二項企業債償還金は四億三千百九十五万八千円を予定しております。

継続費について若干ご説明いたします。二百九十八ページをお開きください。

継続費に関する調書であります。最適化整備構想策定事業とは、農業集落排水施設等の劣化状況等を調べ、施設機能を保全するために必要な方策等を定めるものであります。平成二十四年度から四年間の継続費を設定しておりまして、総事業費一千九百二十五万円のうち、平成二十六年は常盤、水木、久井名館、福館の各処理区の調査分として八百十万円を予算計上しております。

以上で、議案第三十二号平成二十六年藤崎町下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（小野 稔君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。奈良岡君。

○奈良岡文英委員

先ほどから新会計制度について説明してもらいましたが、わかったようなわからないような感じがするんですけども、三百一ページの損益計算書から貸借対照表まで伺いたいと思いますが、事業の説明書きのほうには下水道の部分と集排の部分が記載されているんですけども、この貸借対照表、損益計算書のほうにはそれが合算されて書かれて

いるんですけれども、事業がそもそも違う事業であって、未収未払い金あるいは負債の状況等、集排と下水道の内訳がわからない状態になっているんですけれども、これは多分これでいいだろうと思いますけれども、将来この集排と下水道の内訳をどうやって示していくのか、その点について伺いたいと思います。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

ご説明いたします。新会計制度というのはあくまでも二十六年度からの予算、決算ということでございます。二十五年度分については、決算の状況についてはまだ集排と下水道を区別して表示するということですので、今回予算でも二十五年度分ですので集排の予定損益計算書、予定貸借対照表も分けて表示しております。今後、要するに二十六年度以降どうなるかということでございますけれども、これは貸借対照表も損益計算書も合算されたもので表示されます。ただ、先ほど新会計制度の説明でもございましたように、予算書でいけば二百七十六ページ、先ほどもご説明しましたように、セグメント情報に関する概要ということでございまして、今回予算に対する情報、要するにここで書いていますように営業収益、営業費用、営業損益、経常損益、セグメント資産、セグメント負債——セグメントというのは一部分ということですので、全体の中の下水道事業、農業集落排水事業というふうに分けて全て表示すると。ここの部分で分けてご理解していただきたいということでございます。

以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

セグメントというのはセメントでなくて部分的な表示だということがわかったんですけれども、ここでセグメント情報、

これ必要だと思うんですよね。だけれども、その項目というのは、例えば下水道のほうの借金は現在のところこうなんだとか、そういうことも含めても必要なのかなと、残債はこんきだとか、集排のほうはこんきだとか、その辺のセグメント情報のさらに細目といたしますか、これはこれに限定されるものなんですか。それとも何か例示的にこれでいきなさいよということがあるんでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

この様式そのものは国で示している様式でございます。今回はセグメント情報ということで、（二）に書いている項目を載せましたけれども、自治体によっては適宜説明する必要がある場合は適宜してもいいのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）ないようですので、これで質疑を終結します。

これから本案を採決します。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって予算特別委員会に付託されました議案の審査は全て終わりました。

今まで採決いたしました本案に対する予算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の報告書は、副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり予算案の審査に当たられました委員各位のご厚意に感謝を申し上げますとともに、審査にご協力いただき、感謝申し上げます。

以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員の皆さん、大変ご苦勞さまでした。

閉 会 午前十一時五十五分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨 時 委 員 長 野 呂 日出男

委 員 長 小 野 稔